

身近な地域を支える担い手を募集します



令和7年度より新設！
活動を希望される方は
必ずご参加ください

11/7 金

14:00～15:30

11/8 土

10:00～11:30

両日同じ内容で開催します
どちらかにご参加ください

権利擁護サポーター 養成講習受講者募集説明会

※当日は市民後見人養成講習募集説明会も合同で行います。

会場 消費者生活センター第6集会室
大田区蒲田5-13-26-101号

内容 ①講義「市民後見人と
権利擁護サポーターの役割」

講師：区内で活動している社会福祉士

②実際に活動している市民後見人による
市民後見人活動紹介

③養成講習の内容及び募集方法

定員 各回20名程度

申込方法

令和7年10月14日(火)8:30～受付開始
電話またはFAXでお申し込みください

詳細は裏面へ



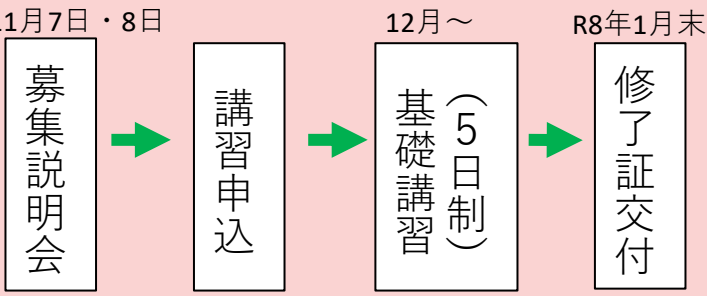
アクセス：蒲田駅東口徒歩5分

権利擁護 サポーターとは？

権利擁護サポーター養成講習では、認知症や障がいに対する理解を深め、成年後見制度の基礎や意思決定支援の基本的な考え方やサポートのポイントを学びます。学んだ知識で身近な人のちょっとした変化に気づくことができ、その気づきが地域へ広がることで安心して暮らせるまちを目指します。

権利擁護サポーターの活動内容

認知症や障がいに対する理解を深め、成年後見制度の基礎や意思決定支援の基本的な考え方やサポートのポイントについて養成講習で学んでいただいた後、ボランティア等の地域活動への参加や見守り活動などを通して、身近な地域での気づきを関係機関等へつなぐ等の役割を担っていただきます。



養成講習受講対象者

- ☐ 区内もしくは隣接地域にお住まいの方
- ☐ 地域での見守りや支えあい活動に理解や関心がある方

権利擁護支援とは？

高齢や障害などの理由により権利を行使できない支援が必要な人の権利や尊厳を守り、その人らしい生活を支えることです。ご本人の意思を尊重した「意思決定支援」の考え方に基づき支援を行うことが大切です。

< 養成基礎講習日程 >

	日時	講義内容（予定）
① 必須	12月9日（火） 13：30～16：00	オリエンテーション おおた成年後見センターについて 高齢者の理解と対象者理解
② 必須	12月16日（火） 10：00～12：00	障がい者の理解と対象者理解（知的障がい）
③ 必須	12月25日（木） 10：00～12：00	障がい者の理解と対象者理解（精神障がい）
④ 必須	令和8年 1月6日（火） 14：00～16：00	成年後見制度の基礎～成年後見制度の概要と実践～
⑤ 必須	1月13日（火） 13：30～16：00	支援の基本的な視点～意思決定支援～ 地域活動プログラムの紹介

左表の①～⑤の必須科目を受講いただいた方に

修了証をお渡しします。

< 以下選択科目 >

	日時	講義内容（予定）
⑥ 選択	1月20日（火） 13：30～17：00	本人を支える社会資源（行政や包括の紹介） コミュニケーション演習
⑦ 選択	1月27日（火） 13：00～17：00	支援者のための法律知識 様々な場面における成年後見人としての対応演習
⑧ 選択	2月3日（火） 13：30～16：00	市民後見人の活動報告 地域福祉権利擁護事業について 効果測定

※ただし市民後見人としての活躍を検討されている方は選択科目も受講する必要があります。

申込先・問合せ先

大田区福祉管理課調整担当 TEL 03-5744-1244 FAX 03-5744-1520

権利擁護サポーター 募集説明会 参加申込書

参加回	※両日同じ内容を開催しますのでどちらかに○をしてください ① 11月7日(金) 14：00～15：30 ② 11月8日(土) 10：00～11：30				
氏名	ふりがな	性別	男・女	年齢	歳
住所	※どちらかに○をしてください 大田区内・区外（ ）		電話		